

令和元年9月24日  
ギャンブル等依存症対策  
都道府県説明会

# 依存症予防教育推進事業について



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画(抜粋)

## 第二章 取り組むべき具体的施策

### Ⅲ 予防教育・普及啓発:基本法第14条関係

#### 6 各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】

#### 【目標と具体的取組】

文部科学省は、以下の取組を推進。

○平成31年度中に、全国各地域で、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「**依存症予防教室**」を実施。

○平成33年度までに、事例集等を作成・周知し、地域における社会教育施設等を活用した啓発講座の取組を促進。



#### (1) 現状

社会教育施設等を活用し、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブル等に関する依存症の知識やリスク等について保護者等に啓発講座を実施する「**依存症予防教室**」の取組を支援しており、平成30年度委託事業において、5団体が実施した。

#### (2) 課題

今後、地方公共団体や教育委員会、民間団体等において保護者等に対する啓発活動の取組を更に推進していく必要がある。特に現状では、地方公共団体や教育委員会のギャンブル等依存症に対する理解や関心度が必ずしも十分とは言えず、地方公共団体等における自発的・自立的な取組を広げていくためには、啓発プログラムの開発・普及やギャンブル等依存症について啓発を行える専門的な人材を育成することが課題となる<sup>2</sup>。

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画(抜粋・つづき)

## (3) 対策

文部科学省は、以下の取組を推進する。

### ①「依存症予防教室」の推進

ギャンブル等依存症を含む各種依存症の予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を、平成31年度以降も各地域において実施する。

### ② 全国的な保護者等に対する啓発の取組の促進

各地域の事例を分析し、平成33年度までに、啓発講座の事例集等を作成し、地方公共団体等に対してウェブサイト、フォーラム等で周知を行い、地域における社会教育施設等を活用した保護者等に対する啓発講座の取組を促す。



## 【事業主旨】

近年、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブル等に関する依存症患者が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の逡減や、青少年の健全育成の観点から、国、学校のみならず、地域が一体となって児童生徒、学生、保護者、地域住民に対し、予防教育を行っていくことが必要。

## 【事業概要】

依存症予防教育を推進するため、国において、シンポジウム等を開催するとともに、地域を構成する地方公共団体、学校、NPO法人、ボランティア、民間事業者、家庭等の連携等、依存症予防教育のための方策を検討する体制の整備、社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」の開催等の取組について地方公共団体に対し支援を行う。

【箇所数: 8箇所程度】

## 【国における依存症予防教育に関する取組】

- 各種依存症に関する最新の動向や依存症予防教育に関する取組事例等をテーマとした**シンポジウムの開催**



## 【地域における依存症予防教育に関する取組】

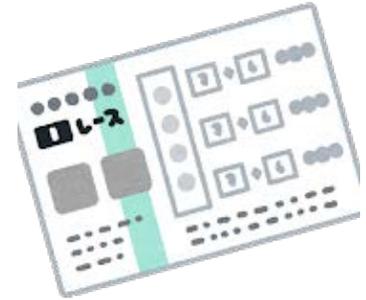
- 地域における事情や課題などを整理、分析し、地域の実態に沿った「依存症予防教育計画」を策定
- 医者、過去に依存症を経験した者等を招き、依存症のリスク（体験談含む）等について指導等を行う「**依存症予防教室**」の開催



# 事業実施イメージ

## 1 委託先

都道府県若しくは市区町村レベルでの取組を実施できる  
地方公共団体、法人格を有する団体又は任意団体。



## 2 委託経費

予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、一般管理費※地方公共団体の場合は認めないものとする）を委託費として国から支出。

## <本事業の対象となる依存>

物質依存に関する取組又は行為依存に関する取組のいずれかを行うものとし、物質依存に係る取組については、薬物、喫煙、飲酒の3種類のいずれかを扱い、行為依存に係る取組については、ギャンブル、インターネットのいずれかを扱うこと。

※本イメージは令和元年度事業をベースにしたものであり要求の査定結果により変更の可能性あり。

## 3 事業内容

### ①検討委員会の設置

本事業を委託する団体は、地方公共団体職員、医療関係者、学校関係者、民間事業者、保護者等と連携し、依存症予防教育のための方策を検討する体制を整備するため、検討委員会を設置する。

### ②依存症予防教育計画の策定

地域における実情や課題などを整理、分析し、地域の実態に沿った依存症予防教育計画を策定する。

### ③依存症予防教室の実施

児童生徒、学生、保護者、地域住民を対象に、ワークショップ、グループディスカッション、トークセッションなど有識者や医療関係者、過去に依存症を経験した者等を招き、依存症のリスク(体験談を含む)や予防方策等の指導、助言等を行う、「依存症予防教室」を開催する。

### <開催場所・回数等>

社会教育施設等を活用し、多くの人に参加できるように広く周知すること。

原則として取組は3回以上(1回あたり2時間以上)実施すること。



# 依存症予防教育推進事業

事業例  
(平成30年度)

委託先：(公社) ギャンブル依存症問題を考える会

## 【事業の概要】

ギャンブル、ネットゲーム、アルコール、薬物の専門家から、学生向け依存症予防教育の要点と、伝えて欲しい事柄、依存症問題を扱う映像やツールの紹介など、学校やPTAなどで依存症予防教育を実施する際に必要な基礎知識を伝える「依存症予防教室」を全国3か所で開催。

## 【開催日・開催地】

①広島 ②北海道 ③仙台

## 【依存症予防教室の内容例】

- 依存症と感情の関係についてパネルを使って説明。子供たちにも分かりやすい説明の仕方の一例を示した。
- アルコール・将来の問題飲酒につながる4要素(中学時の飲酒・断われない・悩みを話せない・親の飲酒)を示し、「ピアプレッシャー」への対応として断り方の練習(ロールプレイ)を示した。
- 人は何故依存症になるのか？依存症の仕組みや依存症に対するよくある誤解等について講演。

### 【ポイント】実践的で使いやすいツールの紹介

映像・パネル・パワーポイント・ワーク・ロールプレイなど、実際に予防教育で使っているツールを紹介。

## 【成果】

- 予防教室受講前と受講後に行った効果測定で、多くの参加者から受講後の依存症に関する知識の向上や、誤解や偏見の解消が見られた。
- ② 実際の学校現場で、予防教育の具体的なやり方がわかり、ポイントが整理できたとの感想があった。

